十四　大型第二種免許又は中型第二種免許に係る基本操作及び基本走行　別表第四第三号に掲げる事項に係る教習

十五　大型第二種免許に係る応用走行（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習に限る。）　別表第四第六号に掲げる事項に係る教習

十六　大型第二種免許に係る応用走行（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）　別表第四第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習

十七　中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る応用走行（現に普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者に対する教習に限る。）　別表第四第六号に掲げる事項に係る教習

十八　中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る応用走行（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する教習に限る。）　別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）及び第六号に掲げる事項に係る教習

十九　中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る応用走行（現に普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）　別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習

二十　ＡＴ中型第二種免許に係る応用走行（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する教習に限る。）　別表第四第六号に掲げる事項に係る教習

二十一　ＡＴ中型第二種免許に係る応用走行（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）　別表第四第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習

［略］

８　府令第三十三条第五項第一号レ（府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　大型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）　別表第一第五号に掲げる事項に係る教習

二　大型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）　別表第一第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の運転に係る危険を予測した運転（以下この項において「貨物自動車の危険予測運転」という。）に必要な技能に基づく走行を除く。）並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同表第八号に掲げる事項に係る教習にあっては夜間における道路での教習が困難である場合において日没時に近接した時間に自動車教習所のコースその他の設備を用いて都道府県公安委員会が適当と認める方法により行う教習（以下この項において「日没時教習」という。）又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあっては自動車教習所のコースその他の設備において凍結の状態にある路面での走行に係る教習（以下この項において「凍結路面教習」という。）を行う場合に限る。第五号、第六号、第八号、第十一号、第十二号及び第十五号において同じ。）

四　大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）　別表第四第三号及び第六号に掲げる事項に係る教習

［号を加える。］

五　大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）　別表第四第三号、第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

７　［同上］

８　［同上］

一　大型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）　別表第一第五号に掲げる事項に係る教習

二　大型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）　別表第一第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の運転に係る危険を予測した運転（以下この項において「貨物自動車の危険予測運転」という。）に必要な技能に基づく走行を除く。）並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同表第八号に掲げる事項に係る教習にあっては夜間における道路での教習が困難である場合において日没時に近接した時間に自動車教習所のコースその他の設備を用いて都道府県公安委員会が適当と認める方法により行う教習（以下この項において「日没時教習」という。）又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあっては自動車教習所のコースその他の設備において凍結の状態にある路面での走行に係る教習（以下この項において「凍結路面教習」という。）を行う場合に限る。第四号において同じ。）